

監査役を設置している株式会社様へのお知らせ

千葉地方法務局法人登記部門

平成27年5月1日から施行されている改正会社法等により、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め」がある株式会社については、その旨を登記しなければならないこととなりました（ただし、特例有限会社については、登記の必要はありません。）。

つきましては、以下のとおり、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定している株式会社は、**平成27年5月1日以降に就任又は再任した監査役について、その役員変更の登記を申請される際、併せて「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」旨の登記申請をさせていただく必要**がありますので、お知らせします。

1 対象となる会社

(1) 平成18年4月30日以前に設立された株式会社

資本金の額が1億円以下（平成18年5月1日当時、資本金が1億円以下であり、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が200億円未満である。）かつ株式の全部に譲渡制限がある。

なおかつ、

平成18年5月1日以降、監査役の監査の範囲について定款変更決議をしていない。

※登記申請時には、会計限定監査役の定めが記載された定款又は別添の証明書を添付してください。

(2) 平成18年5月1日以降に設立された株式会社

公開会社ではない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）で、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。

※登記申請時には、会計限定監査役の定めが記載された定款又は当該定めを決議した株主総会議事録を添付してください。

上記(1)又は(2)に該当する場合には、「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」旨の登記が必要になります。

2 登録免許税

申請1件につき1万円（ただし、資本金が1億円を超える場合は3万円）となります。なお、役員変更登記と同時に申請した場合には、役員変更登記分の登録免許税のみであり、登録免許税の追加は不要です。

3 その他

「取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の登記」がされている場合で、上記の「会計限定監査役の定め」の登記をする場合には、「取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の登記」の廃止又は抹消が必要となる場合があります。

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の
定款の定めがあることを証する書面

当社は、平成18年5月1日当時、現に資本金の額が1億円以下であり、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円未満である株式会社であったことから、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされており、その後現在に至るまで当該定款の定めの設定又は廃止に係る株主総会の決議をしておらず、当該みなされた事項を定款に反映していないため、定款又は株主総会の議事録を添付することができませんが、当社は当該定款の定めがあるとみなされた株式会社であることを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 法務 太郎 ㊟ (注)

(注) 代表取締役が法務局に提出している印鑑を押印してください。